

国立大学法人電気通信大学学長裁量分等教育研究職員の選考に関する規程

平成17年12月 7日

改正

平成22年 3月19日

平成27年 3月26日

平成31年 3月28日

令和 2年12月14日

令和 2年12月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学教育研究職員の選考に関する規程（以下「規程」という。）第12条の規定に基づく審議等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会の設置)

第2条 教育研究評議会又は役員会は、規程第12条の規定に基づき提案があり、審議の結果、選考を行うこととなった場合には、教育研究職員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

(教育研究評議会での選考委員会の構成)

第3条 教育研究評議会での選考委員会は、学長を除く教育研究評議会構成員及び教育研究職員5人以上の委員で構成し、委員は教育研究評議会を選任する。

2 前項の選考委員会委員長は評議員とする。

(役員会での選考委員会の構成)

第4条 役員会での選考委員会は、学長を除く役員会構成員を含む5人以上の委員で構成し、委員は役員会を選任する。

2 前項の選考委員会委員長は役員会構成員とする。

(選考の依頼)

第5条 教育研究評議会は、学術院において候補者を選考することが適当と判断した場合には、教育研究評議会に選考委員会を設置することを省略し、学術院に選考を依頼することができる。

2 前項により、教育研究評議会が学術院に候補者の選考を依頼した場合には、学術院は、規程に基づき審議し、教育研究評議会に報告する。

(審査)

第6条 選考委員会は、電気通信大学教育研究職員の採用及び昇任のための選考基準に基づき審査を行う。

(報告及び選考)

第7条 選考委員会は、選考委員会審査結果報告書（別紙様式）により、審査の結果を教育研究評議会又は役員会に報告する。

2 選考は、教育研究評議会又は役員会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成17年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

選考委員会審査結果報告書（学長裁量分）

選考委員会委員長

主担当組織				専 門 分 野			
職 名		専任 兼任 の別		候補者氏名 生年月日	年 月 日	性別	
最 終 学 歴						学 位	
現 職							
審査年月日	(元号) 年 月 日 教育研究職員選考委員会 (第 号)						
審査の要旨							
判 定		適用条文	電気通信大学教育研究職員の 第 条 第 号該当 採用及び昇任のための選考基準 (第 条 第 号準用)				
任 期	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日						
選考委員会 委 員							